

令和2年第10回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年10月5日(月) 13時18分から13時59分 山鹿市役所 5階 501会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 欠 席
5番 廣松 久喜	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 欠 席
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

2名 4番 森 利光 8番 若杉 史

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第73号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第74号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第75号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第76号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第77号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第78号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第79号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第17号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、4番森利光委員、8番若杉史委員から欠席の連絡があつていま
す。農業委員総数14名のうち、12名が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規
則第7条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいた
します。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和2年第10回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5番廣松久喜委員、6番長曾我部徹委員にお
願います。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第73号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局よ
り議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第73号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号102番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては1ページ記載のとおりで
す。議案書2ページをお願いします。

提案番号 103 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号 104 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書5ページをお願いします。

提案番号 105 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 106 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の構成員からの贈与でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 107 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。

以上6件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 102 番から 106 番を北部地区担当委員

3 番（稲葉和弘君）

提案番号 102 番から 106 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 107 番を東部地区担当委員

9 番（栗原政数君）

提案番号 107 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第73号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第74号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の9ページをお願いします。

議案第74号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号17番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、申請地の田460㎡を駐車場とするものです。

なお、申請地は、すでに駐車場として整備されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の1ページから2ページをお願いします。

1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書8ページから9ページをお願いします。

8ページに立地基準を、9ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書10ページをお願いします。

提案番号18番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、申請地の畑288㎡を通路とするものです。

なお、申請地は、すでに通路として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の3ページから4ページをお願いします。

3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書10ページから11ページをお願いします。

10ページに立地基準を、11ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書11ページをお願いします。

提案番号19番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、申請地の畑277㎡をその北側に建設する住宅のための通路とするものです。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の5ページから6ページをお願いします。

5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書12ページから13ページをお願いします。

12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 20 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用事業者は個人で、申請地の田 410 m²に隣接する宅地を合わせた 749.75 m²を農家住宅とするものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページから 8 ページをお願いします。

7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 14 ページから 15 ページをお願いします。

14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、4 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 17 番から 18 番を南部地区担当委員

1 番（竹下輝明君）

提案番号 17 番から 18 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 19 番から 20 番を南部地区担当委員

7 番（米岡一利君）

提案番号 19 番から 20 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 74 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 74 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 75 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務

局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 13 ページをお願いします。

議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 88 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田 2,112 m²に賃貸借権を設定し、沈砂池に転用する案件です。なお、申請地はクヌギが植林されており、その経緯については始末書が提出されています。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページから 10 ページをお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 16 ページから 17 ページをお願いします。16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 14 ページをお願いします。

提案番号 89 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 1,784 m²を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページから 12 ページをお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。次に、調査書 18 ページから 19 ページをお願いします。18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準をそれぞれ記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 15 ページをお願いします。

提案番号 90 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆合計 757 m²を取得し、中古車販売店として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 13 ページから 14 ページをお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 20 ページから 21 ページをお願いします。20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 16 ページをお願いします。

提案番号 91 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑、308 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。なお、申請地はすでに造成されており、その経緯について始末書が提出されています。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 15 ページから 16 ページをお願いします。15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 22 ページから 23 ページをお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 17 ページをお願いします。

提案番号 92 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 433 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 17 ページから 18 ページをお願いします。17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 24 ページから 25 ページをお願いします。24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 18 ページをお願いします。

提案番号 93 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 125 m²を取得し、駐車場として転用する案件です。なお、申請地はすでに造成されており、その経緯について始末書が提出されています。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 19 ページから 20 ページをお願いします。19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 26 ページから 27 ページをお願いします。26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 19 ページをお願いします。

提案番号 94 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑、696 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 21 ページから 22 ページをお願いします。21 ページに現地の状況写真、22 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 28 ページから 29 ページをお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、7 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 88 番から 89 番を北部地区担当委員

6 番（長曾我部徹君）

提案番号 88 番から 89 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 90 番から 93 番を南部地区担当委員

10 番（阿蘇品幸博君）

提案番号 90 番から 93 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 94 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 94 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13 番（隈部誠一君）

提案番号 91 番と 93 番の現地写真では、申請地は既に造成され、無断転用となっているようだが、事務局ではどのような対応するのか？

特に 91 番の字図では、申請地の隣接は畑と表示されているが、写真では造成されているように見えるが、その経緯は分かりますか？

事務局（北原薫君）

ただ今の、隈部委員の質問にお答えいたします。

提案番号 91 番の両隣の筆は、同じように造成され、今後、宅地として申請予定だと聞いております。また、93 番の経緯は不明です。

3 番（稲葉和弘君）

最近の転用申請は、無断転用の案件が多く、始末書を添付すれば許可しているが、以前は、許可前に造成をしている案件は、現状復帰させていた時期もあった。

13 番（隈部誠一君）

このように、無断転用の案件については、地元委員さんが指摘すべき事案であると思います。

今後、転用申請が追認として上がってくるかと思いますが、地元委員さんがそのような現場を見たら、適正な指導を行う事で、無断転用の案件を減少させていく事が、我々農業委員の重要な責務であると考えます。

事務局（坂口美治君）

提案番号 91 番と隣接地は同じ所有者であり、申請後、事務局の現地調査において造成がされている事が発覚したため、所有者に始末書の追加添付をさせております。

無断転用案件の取り扱いについては、事務局では分かりにくい部分がありますので、許可を得ずに造成等の工事に着手している場合には、農業委員、農地利用最適化推進委員が、転用の指導等の適正な指導をしていただく事が重要だと考えます。

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 75 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 75 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 76 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

総会議案の 20 ページをご覧ください。

議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 34 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、県農業公社を間に入れない相対での農地の売買になり、9 月 18 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、調査書については 30 ページ記載のとおりです。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 76 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 76 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 77 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 21 ページをお開き下さい。

議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転で、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 3 件、その面積は 14,201 m²でございます。

提案番号 117 番から 119 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。耕作予定者の 3 名は JA の新規就農者研修を卒業し就農する者です。利用内容につきましては、なす、すいか を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 77 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 22 ページをお開き下さい。

議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 77 件、再設定 3 でその面積は、250,594 m²でございます。

提案番号 371 番から提案番号 373 番までは期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号 374 番から 450 番までについては、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、野菜、タケノコ、スイカ等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 31 ページから 80 ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 78 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 79 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします

事務局（坂口美治君）

議案書の 42 ページをお願いします。

議案第 79 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 12 番から 15 番は、隣接する案件のため、一括して説明します。

所在地、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。

現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 23～26 ページに掲載のとおり、営農条件が悪く雑木が繁茂しており、一部の筆については耕作用の道路もない状況となっております。

以上 4 件の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 79 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 79 号は終わります。

4. 報 告

議長（坂本照子君）

次に、報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書の 43 ページをお願いします。

報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 8 月に届出がありました件数は 13 件、筆数の合計は 103 筆、面積の合計は 103,897 m²でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 17 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 2 年第 10 回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

5 番 農業委員 _____

6 番 農業委員 _____